

加古川市立氷丘小学校 学校だより10号 令和4年10月19日

くすのき

～ ご参観ありがとうございました ～

9月14日（水）15日（木）に親子道徳・人権学習が行われました。この学習を受け、保護者と児童の感想を掲載した学校だより特別号を発行します。本年度も昨年度と同様に、全学年の学習内容と感想を掲載して、本校の取組を紹介しています。この紙面を通じて、身近な道徳・人権に関する会話を増やしていただけたらと願っています。これからも豊かな心を持ち、仲間とともによりよく生きていく子どもの育成に取り組んでまいります。ご協力をお願いします。

【 くすのき：あなたならどうする？ ～もっくんの一日～ 】

〈学習内容とねらい〉

「もっくんの一日」という劇を見て、劇中の「言われて嫌な言葉」を見つけたり、自分の生活の中で「言われてうれしかった言葉」などを考えたりすることを通して、気持ちの良い言葉遣いを心掛け、人と明るく接しようとする道徳的実践力を育てる。

〈児童の感想〉

けんかしたときなどにちくちく言葉を使ったことはあるけれど、謝らない時もあった。相手が悲しんだり、傷ついたりするから言っではいけないと分かった。

これからは、相手のことを考えてしゃべろうと思う。

〈保護者の感想〉

「『ちくちく言葉』を言っでは、相手の人が嫌な気持ちになる。だから、『ふわふわ言葉』を言っでいこうね。」と家でも再度、話をしました。家の中でも、私たち大人も気を付けて言葉を発していきたいと思います。

【 3年：たけしさんのスピーチ 】

〈学習内容とねらい〉

仲間のよいところに目を向け、外見や性格などによる先入観で判断することの誤りに気づき、相手を認め大切にしようとする意欲や態度を身につける。

〈児童の感想〉

わたしが思ったことは、これからも大人になっても友だちとかのいいところをいっぱい見つけていきたいです。友だちで、おとなしい子やいいところが分からない子は、仲よくしてみたり話かけてみたり、その子とかかわったらたぶんおとなしい子とかでも、いいところはちゃんと見つかると思います。

〈保護者の感想〉

周りにはたくさんの友達がいて、それぞれにいいところがあるんだね、と話しました。たけしさんのように、小さな日々のことでもすてきな、と思っただいいところをマネして、お互いに伸び合っていけたらと思います。ありがとうございました。

【 2年：カメタのなみだ 】

〈学習内容とねらい〉

勇気を出してコンスケに「一緒になかよく遊ぼう」と言ったカメタの思いを共感的に理解することを通して、よいことと悪いことを区別し、よいと思うことを進んで行おうとする道徳的心情を育てる。

〈児童の感想〉

カメタはすごい、いいことを言ってるのに、コンスケは、言うことを聞きませんでした。だけど、カメタは、コンスケがやさしくなるこうどうに出た、そのこうどうがすごいよかったと思います。

〈保護者の感想〉

子どもとお話すると、カメタのように正直に自分の気持ちを言えるようになりたいと言っていました。大人でも勇気のいることではありますが、いけない事はいけないと、はっきり伝えて、伝えた後は仲良くできるような広い心を持ってほしいと思います。

【 1年：はしのうえのおおかみ 】

〈学習内容とねらい〉

弱い者をいじめて喜んでいたおおかみが、くまのやさしさにふれ、弱い者に親切にできるようになる。おおかみの心の変化を考えることで、身近にいる人にあたたかい心で接し、親切にしようとする心情を育てる。

〈児童の感想〉

やさしさにつつまれたおおかみは、これからずっとやさしいことをするとおもいます。

〈保護者の感想〉

子どもの素直な優しい気持ちを知り、親として誇りに思います。これからもその気持ちを大切にしてほしいと話をしました。いばらずみんな仲良く楽しい学校生活が送れるように優しさに包まれてほしいです。

【 4年：すれちがい 】

〈学習内容とねらい〉

みどりさんとえり子さんのすれ違いの原因や問題の解決について考えることを通して、考えや思いを伝え合い、相手を理解し認めていく道徳的判断力を高める。

〈児童の感想〉

電話をまったく電話を早めにしたりするといいと思いました。2人とも相手のことを考えるといいと思いました。相手をせめずに気持ちを考えて、相手のことをみとめてあげるといいと思います。

〈保護者の感想〉

ちょっとした事ですれ違いがおきたり、思い違いでケンカをしてしまったり、もう少し考えて行動するべきだったねと話をしました。これからは、自分の行動によってどんなことがおきるか？どういうふうに関わりが思うのかなと想像力や思いやりの心をもってお友達に接していけたらいいねと話をしました。

【 6年：権利の熱気球 】

〈学習内容とねらい〉

自分たちの身の回りにある様々な権利の順位づけをする活動を通し、人間が生きる上で欠かせない権利である「人権」の大切さを考えるとともに、人権の根幹となる最も重要な価値である人間の尊厳・価値についての理解を深め、それを尊重しようとする態度を育てる。

〈児童の感想〉

私は最終的に「命」生きる権利を残しましたが、今回の授業ですべて大切な権利だと改めて思いました。〇〇さんが言っていたように、個人の時間も大切にしていこうと思いました。ですが、△△さんが言っていたように、1人では生きていけないので、家族や友だちを大切にしようと思いました。

〈保護者の感想〉

普段生活していく中で、権利や義務について、じっくり考えることがないので、大人にとっても興味深い授業だなと思いました。当たり前だと思って過ごしていることも大切な権利なので、みんながそれを尊重していかないとけないと話し合いました。

みんなそれぞれ大切だと思う権利が違っていたので、どの権利もとても大事で、一人一人になくってはならないものだと感じたようでした。



【 2年：何であかんのやろ 】

〈学習内容とねらい〉

何気なく言った言葉が人を傷つけしまうことを知り、安易な言葉で誰かを傷つけないよう、人の気持ちを考えて行動しようとする道徳的態度を養う。

〈児童の感想〉

わたしはそんなことを考えていないときがあったけど、そんなことばを言われた子は、きっとけんちゃんみたいな気持ちだと思うから、こんどから気をつけようと思います。

〈保護者の感想〉

このお話を読んで、とても考えさせられました。というのも、まさに今、中1のお姉ちゃんが、たまにこういう言葉づかいをするからです。下の子とけんかをする時も、お互い暴言を吐き合います。本人にも、「さっきのお姉ちゃんとの言い方はよくないよね」とか、「その言い方は、自分が言われたらどう思う？」など、自分の立場に置き換えて考えさせるようにしています。

【 3年：自分を大切に 友だちも大切に 】

〈学習内容とねらい〉

相手の気持ちを考えながら自分の思いを伝えることの大切さに気づき、自分も相手も大切にしたいコミュニケーション力を身につける。

〈児童の感想〉

言葉は言い方で全くちがうように伝わることが分かりました。やさしくて、ていねいに、分かりやすく相手につたえることが大事だと思いました。言葉づかいに気をつけようと思います。

〈保護者の感想〉

自分の話し方で相手の気持ちや話し方が変わってしまうこと、「言葉は心のキャッチボールだね」と話しました。ついついキツイ言い方、自分が思っていないような話し方を友達にしていないかな？と親子で話す機会になりました。

自分を大切にしていたら友達も大切にできるし、友達を大切にしたら自分も大切にできるね、と家族で話しました。トゲトゲした言葉ではなく、やさしい言葉選びを私自身も心がけて子育てしようと思う授業でした。

ありがとうございました。



【 5年：だれも知らないニュース 】

〈学習内容とねらい〉

美夏の行動の問題点と、どうすればよかったのかを考える学習を通して、自分の行動に伴う責任の大切さに気づき、自由を大切にし、自律的に判断して、責任のある行動をする道徳的態度を養う。

〈児童の感想〉

ぼくは、その人の立場になって考えて、気持ちを読み取れるようにしたいです。その気持ちに合うような言葉など、その人を安心させられるような言葉をかけられるようになっていきたいです。

〈保護者の感想〉

インターネット等は、生活の一部で正しく使えばとても便利で楽しむことができるけど、個人情報もれたり怖い思いをしたり・・・という面もあるので、これをしたらどうなる？と考え責任をもって正しく使うことが大切だねと親子で話し合いました。今は、自分のスマホを持っていないので親の目がほぼ行き届いていますが、何年後か持った時にも今日の授業で考えたり学んだりしたことを忘れずに責任を持って正しく使える子になってほしいです。

【 5年：「あっていいちがい」と「あってはいけないちがい」 】

〈学習内容とねらい〉

「あっていいちがい」と「あってはいけないちがい」について考えることを通して、多文化共生や多様性を受容する心情を育む。

〈児童の感想〉

私はこの学習をして、自由や努力で変えられる。絶対に「無理」がない世の中ってすてきで良いなと思いました。全部だれかが決めてくれるとかは、楽かもしれないけれど、自分でやり通せる、選べる、がんばれるっていうのは、私は「楽」より良いと思いました。

〈保護者の感想〉

私たち親世代では、当たり前だった事が最近では当たり前ではなく、みんな違っていいんだという時代になってきています。今思えば、みんな違うのが当然です。男だから女だからと分けるのではなく、一人の人間として考えていける大人になって欲しいです。なかなか難しい課題ですが、声に出してみんなで考えて意識していけば、少しずつもっといい世界になっていると思います。私も考えさせられる授業でした。

ありがとうございました。



【 1年：およげないりすさん 】

〈学習内容とねらい〉

りすさんを残して島に行ったみんなの思いを理解することを通して、友達と仲良くし、助け合おうとする心を育む。

〈児童の感想〉

こんどからことばにきをつけたり、くちのわるいことをいわない。もしもいっちゃたらごめんねをいう。

〈保護者の感想〉

できない子を仲間に入れないのではなく、その子がどうしたらできるか、どうしたらみんな楽しく遊べるかを考えることが大切だということを話しました。困っている人に手を差しのべられる人になってほしいと話しました。

【 4年：ぼくの生まれた日 】

〈学習内容とねらい〉

自分が生まれた時の家族の思いを知ったのび太くんの心情について考えることを通して、自分に対する両親の思いや愛情に気づき、家族への敬愛の念を大切にできる道徳的心情を育む。

〈児童の感想〉

わたしはこの話を読んで、のび太のようにお母さんはとてもわたしを思い、愛してくれたんだなと思いました。そして、こんなに思ってくれるなら、わたしもお母さんの役に立ちたいです。

〈保護者の感想〉

無事に産まれてきてくれたことに喜び感謝したこと、名前も本人も気に入って大切にしてくれるようたくさん考えたことを伝えました。私自身も子どもの頃、親に叱られ言い返したり反発していたりしたことがほとんどでした。ただ、自分が親になり初めて子どもの為に良かれと思い大切に思うからこそ、つい叱ってしまうこと、やはり自分の子どもが1番大切だと思っていると話しました。元気に大きく成長するにつれ、つい望みが増えてもっとできるようにと、こちらの思いを押し付けてしまい、子どものモヤモヤした気持ちが生まれてしまうと改めて気付かされました。周りには自分の味方がたくさんいていつも見守ってくれていることを忘れず、親子でぶつかってでも思ったことを話し合える関係でありたいねと話しました。



【 6年：情報化社会 何を大切に？ 】

〈学習内容とねらい〉

インターネットやメールによる人権侵害を知り、それらを使うときに気を付けないといけないことを考え、情報化社会における人権意識を高める。

〈児童の感想〉

この授業で、SNS（メール）はとても便利だけど、使い方しだいでいじめの対象にもなってしまうということも分かりました。だから、よく使い方も考えて、何かを送るときは、「これ、相手に送っても大丈夫かな」と、一度、立ち止まって考えてから送ることを心がけようと思いました。そして、悪口をメールで言うなどというひどいような手を使うことはよくないなと思いました。メールですべきとき、会って話すとき、時と場合によって使い方を換えようと思いました。

〈保護者の感想〉

私たちが子どものころにはなかった携帯電話やインターネット社会になる中、メールやラインなど、手軽に連絡がすぐ取れ、便利になる一方で、見えないところで友だちの悪口を言い合ったり、悪いことに使われてしまうことは、よくないことでもあると思う。メールやSNSのやり取りに頼りすぎて、何でもそこでやり取りするばかりになってもよくないと思う。大切な事はちゃんと友だちの顔を見て、直接伝えることも忘れてはいけないと思う。子どもとの会話も忘れず、話を聞く時間も作り、話を聞いてあげる時間を作ることで、気づけることも多いと思うので、そういう時間もたくさん作っていきたいです。

世界人権宣言（仮訳文）

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちに社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国である、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づいていかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。